給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第３号

群馬県館林市足次町229番地の13
再生債務者　市山　友裕
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和９年１月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（再ロ）第１０号

埼玉県久喜市古久喜91番地２　ラビットハウス91－Ａ201
再生債務者　水島　康友
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月25日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月９日から令和８年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

令和８年（再ロ）第２号

山形市大字漆山1850番地59
再生債務者　古瀬　美保
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年12月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月16日から令和９年１月４日まで
山形地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和７年（再ロ）第１１号

神戸市東灘区青木５丁目12番30―506号
再生債務者　村尾　康太
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年11月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月25日まで
令和８年11月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

令和８年（再ロ）第１号

奈良県吉野郡十津川村大字重里903番地
再生債務者　平瀬　靖久
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年10月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年12月２日まで
令和８年11月４日
奈良地方裁判所五條支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第４号

東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目48番地８
再生債務者　前田　隆司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第１号

宮崎市まなび野２丁目13番地13
再生債務者　若松　秀行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年10月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年11月５日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第２１号

愛知県海部郡蟹江町須成西七丁目90番地1介護老人保健施設セーヌ蟹江
申立人　浅井　京子
同法定代理人成年後見人　服部　一将
住所・居所　不明
（亡浅井一浩の最後の住所及び不動産登記記録上の住所）愛知県あま市篠田陰島32番地2
所在等不明共有者　亡浅井一浩相続財産
届出期間満了日　令和9年2月26日
令和8年10月28日
名古屋地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　あま市篠田陰島
地番　32番2
地目　宅地
地積　181.80平方メートル
所在等不明共有者の持分4分の1
2　所在　あま市篠田陰島
地番　32番4
地目　宅地
地積　34.15平方メートル
所在等不明共有者の持分8分の1
3　所在　あま市篠田陰島32番地2
家屋番号　32番2
種類　居宅
構造　木造瓦葺2階建
床面積　1階　68.13平方メートル
2階　46.20平方メートル
所在等不明共有者の持分4分の1

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第６号

大阪市福島区玉川四丁目12番１号
申立人　株式会社マサノ
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）兵庫県尼崎市杭瀬本町一丁目77番地
所有者　津堅　厚勇
届出期間満了日　令和９年１月４日
令和８年10月29日
神戸地方裁判所尼崎支部
（別紙）　物　件　目　録
所在　尼崎市杭瀬本町一丁目
地番　76番５
地目　宅地
地積　２．57平方メートル

令和８年（チ）第９号

栃木県日光市高徳５１４番地
申立人　柏倉　強志
住所・居所　不明
（不動産登記記録上の住所）東京都豊島区目白町二丁目１６３５番地
所有者　早川　マキ
届出期間満了日　令和８年１２月２８日
令和８年１０月２９日
宇都宮地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
1　所在　栃木県日光市高徳字下舟場上
地番　１４４番３
地目　山林
地積　１５８平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/410.html
（乙）https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/409.html
令和八年十一月十三日
東京都品川区西五反田二丁目一一番三号
（甲）エア・ウォーター東日本メディエス株式会社
代表取締役　岸　勝俊
大阪市中央区南船場四丁目四番二一号
（乙）エア・ウォーター西日本メディエス株式会社
代表取締役　大塩　晃生